

## 資料 3

### 審議会等への女性の登用比率アップに向けた庁内アンケートの実施について

藤沢市の審議会等における女性登用比率は、国への報告基準で 30%前後、市独自の基準で 40%前後を推移しています。

「ふじさわ男女共同参画プラン 2020 (改定版)」においては、市独自基準の 2020 年度目標を 50%としていましたが到達しておらず、この目標値は「ふじさわジェンダー平等プラン 2030～藤沢市男女共同参画計画～」へ引き継がれているところです。

目標である女性登用比率 50%を達成するために、現状課題を把握し、今後の施策の参考とするためアンケートを実施します。

#### 1 アンケートの実施内容

##### (1) 対象課

令和 3 年度審議会等への女性登用状況調査において、女性登用率が 40%～60%に収まっていない審議会等を持っている課等

##### (2) アンケートの内容

別紙 (案) のとおり

#### 2 今後の流れ

- ・ 2021年8月～9月  
アンケートを実施
- ・ 2021年11月  
第2回ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会にて結果報告
- ・ アンケート結果を踏まえた適切な時期  
令和4年度「藤沢市審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針」を発出

以 上

別紙

審議会等への女性登用率改善に向けたアンケートについて（案）

- 1 委員の推薦依頼を行うにあたり、人権男女共同平和国際課に事前協議を行うこととなっていますが、適切に行いましたか。
  - (1) 所管するすべての審議会等について、事前協議を行ったうえで、推薦依頼をした。
  - (2) 所管する一部又はすべての審議会等について、事前協議が必要であることを認識していなかったため、事前協議をせずに、推薦依頼をした。
  - (3) 所管する一部又はすべての審議会等について、事前協議が必要であることを認識していたが、事務手順を優先して省略した。
  
- 2 委員の委嘱起案に際し、「審議会等の事前協議および合議管理表」を作成し、課題分析と今後の対応を記載することとなっていますが、記載した分析に基づいた対応を図っていますか。
  - (1) 記載した分析や今後の対応に基づいた対応を行っている。
  - (2) 記載した分析や今後の対応に基づいた対応を行っていない。
  
- 3 推薦依頼時に、依頼先に対し、女性登用について投げかけを行っていますか。
  - (1) 文書で行っている。
  - (2) 電話（対面）で行っている。
  - (3) 文書と電話（対面）で行っている。
  - (4) その他の方法で行っている。  
( )
  - (5) 投げかけを行っていない。
  
- 4 達成できないのは、何が理由だと考えますか。
  - (1) 委員が充て職であるため
  - (2) 選出団体等に女性が少ないため
  - (3) 委員選出に市が関与することができないため
  - (4) その他  
( )
  
- 5 人権男女共同平和国際課から発出している「藤沢市審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針」等の通知について、昨年度は10月に発出していますが、担当者がもっとも意識すると思う時期はいつですか。

参考

2020年10月15日

## 藤沢市審議会等の女性登用比率アップに向けての対応方針

男女共同参画推進会議会長  
(副市長)

### 1 目標と現状

本市における審議会等の女性登用比率については、2020年4月1日現在41.7%となっているが、「ふじさわ男女共同参画プラン2020（改定版）」では、「2021年3月31日までに50.0%」とすることを目標に掲げている。

当プランが最終年度を迎える中、現在策定を進めている次期プランにおいてもジェンダー平等の実現に向け、目標を50.0%とし、引き続き取組を進めていくものとする。

### 2 目標に向けた取組

女性登用比率50.0%を目指し、あらゆる分野の審議会等において次のとおり取組を行うものとする。

#### (1) 審議会等の委員選出の見直し

##### ア 職務指定がある場合

これらの審議会等においては、女性登用比率が低い傾向が見受けられるため、職務指定の見直しを積極的に行うものとする。

##### イ 職務指定がない場合

職務指定がない場合であっても、団体等の長が推薦されることが多いが、団体等の長の多くは男性であり、その結果、女性の審議会等への参画が見込まれない。

そのため、団体等には、長に限らず女性委員の推薦を積極的に依頼することとする。

##### ウ 目安の登用比率を達成している場合

「審議会等の事前協議及び合議管理表」においては、女性登用比率40%以上60%以下で目標達成としているが、これはあくまでも目安であることから、目標である50%達成に向けた取組を引き続き進めることとする。

(2) 審議会等委員の選任時の事前協議

行政委員会，法律・条例・要綱・要領により設置する審議会等（職員のみで構成されている委員会等は除く）の委員の選任については，委員決定後ではなく各種団体等への委員の推薦依頼を行う前に，人権男女共同平和課と協議することを徹底するものとする。

各課が独自に委員等を選任する場合においても同様とする。

(3) 委嘱起案の合議

委員の委嘱起案の際に，「審議会等の事前協議及び合議管理表」の作成と人権男女共同平和課の合議を原則とする。

女性登用比率 50.0%を目標としていること及び男女共同参画の趣旨から，女性登用比率が 40%未満又は 60%超の審議会については，独自に次期改選時の女性登用比率目標を設け，その目標の達成に向け検討を行うものとする。

(4) 地域等の組織（会議・団体，実行委員会等）の女性登用の推進

地域等の組織については，審議会等委員の選任時の事前協議及び委嘱起案の合議は不要であるが，目標の達成に向けて，組織等に対して本指針の意義及び女性登用の趣旨を説明する等，積極的に働きかけを行うものとする。

以 上

(事務担当 企画政策部人権男女共同平和課)